

報告第13号

法人の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別添のとおり公益財団法人とっとり県民活動活性化センターほか31法人の経営状況を説明する書類を本議会に提出する。

平成28年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- (1) 公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター
- (2) 智頭急行株式会社
- (3) 公立大学法人 公立鳥取環境大学
- (4) 公益財団法人 鳥取県文化振興財団
- (5) 公益財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館
- (6) 公益財団法人 鳥取県体育協会
- (7) 一般財団法人 鳥取県観光事業団
- (8) 公益財団法人 とっとりコンベンションビューロー
- (9) 公益財団法人 鳥取県国際交流財団
- (10) 一般財団法人 因幡街道ふるさと振興財団
- (11) 公益財団法人 鳥取県臓器・アイバンク
- (12) 公益財団法人 鳥取県天神川流域下水道公社
- (13) 公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団
- (14) 公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター

- (15) 公益財団法人 鳥取県食鳥肉衛生協会
- (16) 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター
- (17) 鳥取県住宅供給公社
- (18) 地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター
- (19) 公益財団法人 鳥取県産業振興機構
- (20) 公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構
- (21) 公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構
- (22) 一般財団法人 鳥取県野菜価格安定基金協会
- (23) 一般社団法人 鳥取県果実生産出荷安定基金協会
- (24) 公益財団法人 鳥取県畜産振興協会
- (25) 公益社団法人 鳥取県畜産推進機構
- (26) 公益財団法人 鳥取県造林公社
- (27) 公益財団法人 鳥取県林業担い手育成財団
- (28) 公益財団法人 鳥取県栽培漁業協会
- (29) 公益財団法人 鳥取県魚の豊かな川づくり基金
- (30) 鳥取県土地開発公社
- (31) 公益財団法人 鳥取県暴力追放センター
- (32) 公益財団法人 鳥取県教育文化財団